総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１８日

総社市教育委員会教育長　小　原　敏　彦

総社市教育委員会規則第４号

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成２２年総社市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には，当該改正部分を削り，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（決定） 第５条　略 ２　教育委員会は，前項の規定により奨励費を支給することと決定した者について，次に掲げる基準により区分を決定するものとする。 （１）～（３）略 ３　教育委員会は，前２項の決定をしたときは，その結果を申請者及び学校長に通知するものとする。 ４及び５　略 （奨励費の種類及び額） 第６条　略 ２　第１区分の保護者に対する奨励費の種類は，前項各号に掲げるものとする。 ３　第２区分の保護者に対する奨励費の種類は，第１項第１号から第１０号までに掲げるものとする。 ４　第３区分の保護者に対する奨励費の種類は，第１項第２号から第４号までに掲げるものとする。 ５　通級通学者の保護者に対する奨励費の種類は，前３項の規定にかかわら	（決定） 第５条　略 ２　前項の決定のうち第３条第１号に該当する者については，次に掲げる基準により区分を決定するものとする。 （１）～（３）略 ３　教育委員会は，前項の決定をしたときは，その結果を申請者及び学校長に通知するものとする。 ４及び５　略 （奨励費の種類及び額） 第６条　略 ２　第１区分の保護者に対する奨励費の種類は，前項の規定によるものとする。 ３　第２区分の保護者に対する奨励費の種類は，第１項の規定にかかわらず，同項第１号から第１０号までに掲げるものとする。 ４　第３区分の保護者に対する奨励費の種類は，第１項の規定にかかわらず，同項第２号から第４号までに掲げるものとする。 ５　通級通学者の保護者に対する奨励費の種類は，第１項の規定にかかわら

改　　正　　後	改　　正　　前
ず，第１項第２号に掲げるものとする。 ６　略 （支給方法） 第８条　略 ２　略 ３　奨励費の支給は，学校長が金銭をもって行うものとする。ただし，受給者が支給される金銭を紛失し，浪費し，又は目的外に使用するおそれがある場合は，現物をもって支給することができる。 ４及び５　略	ず，同項第２号に掲げるものとする。 ６　略 （支給方法） 第８条　略 ２　略 ３　奨励費の支給は，学校長が金銭をもって行うものとする。ただし，受給者が支給される金銭を紛失し，浪費し，又は目的外に使用する恐れがある場合は，現物をもって支給することができる。 ４及び５　略

附　則

この規則は，公布の日から施行する。